

2 監 査 第 226 号  
令 和 3 年 3 月 26 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について  
（通知）

令和3年2月17日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい  
う。）については、別紙の理由により却下します。

## 別紙 本件住民監査請求を却下する理由

### 第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和3年2月17日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関  
教育委員会教職員課長始め関係職員 15名
- 2 請求の対象となる財務会計行為
  - (1) 教育委員会教職員課職員は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第36条に規定された法定代理権の消滅、取消し、変更の相手方への通知に係る職務を行っていない。
  - (2) 愛知県を被告とする訴訟（5件）の原告である私は、令和2年4月の愛知県人事異動に伴う法定代理権の消滅、取消し、変更の通知を受理していない。

### 3 上記の行為が違法・不当である理由

法律で定められ、職員が行わなければならない職務であり、以前からこの職務を行ってきていないということなので、関係職員は、この職務に相当する給与を愛知県に返還すべきである。

また、教育委員会教職員課は、法定代理権の消滅、取消し、変更の相手方への通知に関して弁護士に確認しているということなので、当該弁護士がこの職務について何らかの金銭を得ているならば、当該弁護士は、この職務に相当する金額を愛知県に返還すべきである。

### 4 請求する措置

「民事訴訟法第36条に規定された法定代理権の消滅、取消し、変更の相手方への通知」に係る職務に相当する、教育委員会教職員課長始め関係職員15名の給与の愛知県への返還及び確認した弁護士への支出金の愛知県への返還。

### 第2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管

理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

したがって、住民監査請求においては、請求人が違法又は不当と主張する財務会計上の行為について、なぜそれが違法又は不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に摘示する必要がある。

この点、請求人の主張を要約すれば、「請求人が愛知県に対し提訴している訴訟において、愛知県は行うべき民事訴訟法第 36 条（法定代理権の消滅の通知）の通知を行っていない。したがって、教育委員会教職員課長始め関係職員 15 名は通知に係る事務に相当する給与の返還をすべきである、あるいは、通知を行っていない弁護士への支出金から通知に係る事務に相当する金額を返還すべきである。」というものである。

しかし、請求人の主張する通知の有無に言及するまでもなく、一部訴訟行為の有無により、教育委員会教職員課長始め関係職員の給与あるいは弁護士への支出金につき返還義務が生じる余地はない。請求人の主張は、そもそも財務会計上の行為について違法又は不当である旨を摘示しているものとは認められず、その余を審査するまでもない。

### 第 3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法であり、これを却下する。